

第42回岡山地方裁判所委員会議事概要

1 開催期日

平成30年6月29日（金）午後3時

2 開催場所

裁判所大会議室

3 出席者

別紙第1のとおり

4 議事等

(1) 今回のテーマ（職員採用広報について）に関する意見交換

別紙第2のとおり

(2) 次回のテーマに関する意見交換

別紙第3のとおり

(3) 次回期日

平成30年11月1日（木）午後3時

(別紙第1)

出席者

委員	青	木	浩	平
同	有	本	耕	平
同	大	平	秀	子
同	岡	田	雅	夫
同	鬼	澤	友	直
同	小	浦	美	保
同	斎	藤	寛	司
同	坂	本	万	明
同	柴	田		真
同	寺	田	光	寂
同	前	川	真一郎	
同	松	島	幸	三
同	万	殿	純	子
同	善	元	貞	彦

(五十音順)

(別紙第2)

《今回のテーマに関する意見交換》

委員長

今回のテーマは、先ほどお話がありましたように、職員の採用広報についてということで、今まで法廷の問題が中心になっておりましたが、要は舞台裏と申しますか、舞台裏を支える人たちの話ということで、なかなか皆さん、そんな知識がないだろうと思いますので、今日は是非勉強して少しでも良い職員の方が裁判所に勤務されるようにいろんな御意見を頂きたいと思います。それでは意見交換する前に裁判所の担当者の方から御説明いただきますのでよろしくお願いたします。

【裁判所からの説明】

事務担当者

資料に基づき説明（職員採用広報の現状について）

委員長

御説明ありがとうございました。初めて伺う内容も随分多くて、皆さんもいかがでしたでしょうか。前半、基本的には質問が中心になるかと思いますが、どんなことでも構いませんので御質問いただければと思います。どなたからでも結構ですので御発言をよろしくお願いたします。

A委員

御説明ありがとうございました。基本的なところで恐縮ですが、採用の大まかな年間の日程をお尋ねしたいのですが、最後にポスターの御案内があったのですが、これは平成30年3月12日に説明会を開きますよという案内だと思うのですが、これは例えば大学生、この時期ですと主に大学3年生を対象としている感じが

しますが、その後の、例えば試験になって、こういう形で採用に至りますよというのを教えていただけたらと思います。

事務担当者

まず、4月の中旬が試験の受験申込期間になります。4月上旬に申込みを頂きまして、一次試験、筆記試験になりますが、本年でいえば5月の第2週の日曜日が筆記試験となっております。そして、総合職については、二次試験の筆記試験、こちらは法律の論文試験になりますが、これについては6月の第2週の土曜日にございました。

そして今、ちょうどその筆記試験に合格した受験生を対象に人物試験、面接試験を実施しているところでございます。そして本年は8月3日が最終合格発表日という流れになっております。

B委員

ガイダンス等の説明会をされているという話があったのですが、そこへの学生の集まりの状況や他のブースと比べての状況等を教えてください。

事務担当者

今回お配りしているスライドでいえば23ページのところになるのですが、個別に説明させていただきますと、①のインターンシップ、こちらについては参加者10名ということで人数を制限して申込みを行わせていただいております、10人の参加がございました。

実際の申込者数はもっと多かったのですが、一応先着順ということで10名でやらせていただきました。というのが、模擬公判の立会い、調書作成というところにかかりますと、どうしても人数が多い分目が行き届きにくいところもありますので、インターンシップについては大体10人程度の人数で実施させていただいているの

が現状です。

②番の合格者対象見学会については、実際に最終合格をした受験生を対象に、まず広島高等裁判所で説明会がありまして、その後、中国地方の5県の各地方裁判所単位で説明会を実施させていただいております。最終合格者は希望する裁判所に向いて説明会に参加する、見学会に参加するということになります。

そして今、B委員がおっしゃった人事院ガイダンスと官庁・自治体合同説明会についてですが、これについては、各自治体や官庁には、実際に参加者が全体の何人かということには知らされません。③番の人事院ガイダンスでいえば、お昼から大体30分ずつで5回に分けて説明を行っていますが、昨年12月の5回の説明会では、100人を超えるくらいの受験生の方に来ていただいております。

これは飽くまでも私の個人的な感想ですが、全体を見渡してみると、裁判所は2番目くらい、1番目の他の官庁には負けているかなというところはあるのですが、それ以外でいえば、裁判所は2番目くらいかなという印象です。

④の官庁・自治体の合同説明会の方は、これも私の一個人の感想になるのですが、どうしても自治体の方が実際には人気がある印象を持ちました。官庁だけでいえば裁判所は比較的人気がある方なのかなというふうには感じたのですが、やはり少し自治体には負けるのかなというのが個人的な感想になります。

⑤と⑥の試験説明会については、岡山大学で開催していただいたものについては、こちらでも大体100人くらいの学生に集まっております。そして裁判所の説明会については、大体募集人員60人くらいで募るのですが、実際に参加していただけるのが20人くらい。といいますのは、基本的には岡山大学で開催するものと内容はほぼ同じになりますので、岡山大学で参加された方は裁判所にはいらっやらないことが多くて、実際に裁判所にいらっやる方は県外の大学に行かれている方や、地元が岡山だけど大学は県外あるといった方が多いのが実情です。

委員長

ありがとうございました。公務員の比較でいえば、地方公共団体も落ちているのですね。その辺はどうなのですか。要するに言いたいのは、民間が景気が悪いと公務員の人気上がる、民間が景気がよいと公務員の人気が下がるということであれば、それは裁判所だけの特徴ではなくて公務員全般に及ぶかどうかという質問なのですが。

事務担当者

ちなみに岡山県職員の受験者数を見ましたところ、平成28年に試験制度が変わったようで上がってはいるのですが、28年に少し伸びて、それから29年は減少しております。岡山市を見ましても、平成27年に少し上がっているのですが、ここからは減少傾向にあるということになります。28年、29年と減少しているということになっております。

委員長

ありがとうございました。岡山県の結果報告なり教えていただけますか。

C委員

これは、つい最近、県の試験、岡山県の行政職の試験がありまして、新聞記事によりますと平均倍率4.2倍ということになっております。ですから、裁判所の方の倍率はすごく高いと思っております。

委員長

そうすると裁判所だけが努力するのではなくて公務員全般で何か努力しないといけないような話かなという気がしないでもないですが。

D委員

私は、今人事の担当をしております。まさに採用の担当をしていますが、民間企業としては、公務員志望の学生さんには採用の内定を出しても逃げられるというのが頭の痛いところで、本当にうらやましいというのが正直なところですが、先ほど自治体の方が人気があるとおっしゃったのですが、裁判所よりも自治体の方が人気があるというのは、どういったところから、そのように感じられたのでしょうか。教えてくださいいただけますか。

事務担当者

自治体の方が人気がある一つの原因として考えられるところは、裁判所というのは基本的に中国地方での採用ということになりますので、どうしても異動というところが出てきます。ただ、岡山県、岡山市ということであれば、多くても県内や市内というところになりますので、そういったところで自治体の方が人気があるのではないかと考えております。

委員長

今の説明は、総合職と一般職2種類の採用試験があり、総合職は全国異動、一般職が各ブロック、高裁管轄内で異動するということです。そうすると、高裁管轄内での異動でどこに行くか分からないというのを嫌がるということは確かにあると思いますね。

それから、地方公共団体の仕事というのは、いろいろな仕事がありますが、裁判所というのは、そういう仕事のイメージができないし、私のイメージとしても仕事が狭いのではないかという気がするのですが、地方公共団体と比べてですけどね。

それと出世といいますか、少し私聞いておきたいのですけれど、事務官として採用されて、その後、書記官になるということがありますね。そうすると、最初、司法行政部門で事務官として仕事をしていて、書記官になると裁判部門に移るという格好になるのですか。

事務担当者

3枚目のキャリアパスをご覧いただければと思いますが、最初、採用されましたら裁判所事務官ということで裁判部門と司法行政部門、どちらかに配属されるということになります。ですので、裁判部門で採用される方も当然おります。裁判所の事務官で試験を受けて一定程度の研修を受けた後、書記官になりますので、そうすると原則書記官となると裁判部門で書記官としての事務をするようになるのですが、先ほど採用のところで御説明をさせていただきましたとおり、書記官でも事務局の係長になることもあり得ます。そういったふうな形で結構ジグザグになったりということもございます。

委員長

これ、給与表を基本としているのですか。

事務担当者

そうですね。御説明させていただいた裁判所の試験合格者につきましては、行政職一という共通の給与体系となっております。

委員長

はい、分かりました。ほかにいかがでしょうか。どうぞ御遠慮なく。

A委員

先ほど、応募者が減少しているという原因分析で、大まかにですが景気回復であったり少子化であったり地元志向であるということをお話をされたのですが、その中で景気回復や少子化というのは、これは裁判所がある意味コントロールできないというか外的要因になって致し方ないこともあるのかなと思います。地元志向につ

いては、裁判所でもそのような地元志向の強い人に対して訴えていけるかというところが大事なのかなと思います。そう言いながらも中国地方での採用ということですので、地方自治体の採用に比べるとそのあたりがデメリットになるのかなと思います。例えば、今育児や介護といった家庭の事情を持たれている方に対して、裁判所の職員として配慮している等、そういうアピールポイントというのは何かあるのでしょうか。

事務担当者

採用説明会のときに、裁判所では、育児休業が女性であれば100パーセント取得している、年次休暇の取得率が他の公務員と比べて高い、介護休暇の制度といったところを説明させていただいて、来ていただいている学生の方に裁判所に興味を持っていただけるようにしております。

また、これら以外にも、裁判所独自の仕事のやりがいも一緒に説明させていただいて裁判所に興味を持っていただけるようにしております。

委員長

よろしゅうございますか。ほかにはいかがでしょうか。

E委員

広く裁判所の仕事を若い大学生に理解させるということで、インターンシップ等を取り入れて体験させていくというのは大事なことだと思っております。

先ほどマイナビの話がありました。今はほとんどの大学生、就職の企業の専門の方がマイナビを使っています。私は以前にメディアで仕事をしていただけですけど、メディアでも商工会議所でもそれを使って、かなり広範囲から応募を受けていました。そういうことで新しいウェブサイト、SNS、具体的にはマイナビの活用というのは非常に重要だと思います。

もう一つ、前にテレビという映像の世界にいましたので、先ほどの映像を見ていますと非常に地方裁判所の仕事内容がよく理解できました。非常に感動的な場面もあって、これだったら志のある学生だったら行ってみようと、受けてみようと非常にシンパシーを感じる素晴らしい構成の映像だったと思います。タレントのようでしたね。最後の場面はぐっときますね。導入部としては非常に分かりやすい。そういうところで多分、採用が伸びたり応募が伸びたりするということもあるのかなという感じがします。

F 委員

ドラマの関係でいうと、弁護士や検察官というのは結構ドラマ化しやすいですね。戦う姿勢を見せて、しくじったり成功したりというところがドラマになります。最近、検察官は正義のセとかいうのがはやっておりますけど、裁判所というのは中立で、ううんって悩んでるところをなかなかドラマ化しにくいのではないかと思います。一時期、島の裁判官というドラマがありましたが、検察官、弁護人のシーンに比べると裁判所というのはドラマ化はしにくいです。これは少し派手さが無いという感じがいたします。

G 委員

余り関係ないことかもしれませんが、私は弁護士になってすぐに開業したものですから、書記官の方に非常に助けられました。新米法曹からすると知恵の宝庫が書記官室にはあるんだなと、今でもそう思っていますが。あと、裁判官あるいは本人訴訟の方の間でうまくやっておられるなど、普通の人にはできないなというところもあるし、私に言わせたら非常に格好よいなと思います。だから、そういう側面をもう少しドラマ化したらよいのではないかと。私も時間があつたら、そういうものを書いてみたいなと思うようなものがいっぱいあります。

B委員

広報の主なターゲット，グループ表を御紹介いただいたのですけれども，広報効果からすると，この第2グループ，第3グループに意図的にやるのは当然といえば当然なのですけれども，実際，最近採用されて1年目，2年目あたりの人，最近採用された人がどのグループなのかとか，裁判所を選んだのは何が決め手だったのかというヒアリングは若手の方からされていますか。されているとすると，どういう傾向か，そのあたりを分析して，より積極的，効率的な広報に努めていくのがやはり一つの方法だろうと思うのですが，どうでしょうか。

事務担当者

最高裁の方で採用後の職員に対してアンケートを行っております。詳細な傾向といたるところまでの情報は，まだこちらに来てはいないのですが，そういったアンケート自体は最高裁の方でしております。

B委員

それは，いずれは各地裁にフィードバックされるのですか。

事務担当者

恐らくフィードバックされると思うのですが，今のところはその辺の情報も含めてないという状況でございます。なお，今回からということで，今年度の採用職員については，高等裁判所で行う採用職員研修のときに実施をしました。

委員長

最初のほうでD委員から公務員はうらやましいというお話がありましたけれど，私も確かに，応募者は減っているかもしれないけど競争率は随分高くて，良い人材が採れるのではないかという気がするのですけれど，逆にいえば，受ける方からす

れば競争率が高過ぎるから敬遠するというようなことはないのでしょうか。それは分からないのかもしれませんが、公務員でもそこそこ競争率は高いと思うのですけれど、最終合格者がゼロと聞くとなかなか応募する人も少ないのではないかという気がするのですが、そのあたりは感想でも結構ですが、何かありましたら。皆さん、受験されるときに競争率は余り気にしませんでしたか。

事務担当者

御紹介させていただいたとおり、申込者数が平成28年に減少したもので、そのときに実際にどこに問題があるのかということをお各裁判所で最近採用された職員などを対象にいろいろと意見を聞いてもらいたいということがありました。そのときに、裁判所の大卒程度の試験であれば論文試験で憲法があり、総合職でいえば民法、刑法、訴訟法が入ってくるのですが、こちらのほうは法律問題自体が学生からしますと、マニアックというか公務員試験の一般的な参考書等に出ている問題とは少し傾向が違うという意見がありました。ですので、実際に勉強するときに勉強しにくい部分があるというような声を聞いたことはございました。

委員長

ありがとうございました。答えにくい質問かもしれませんが。

事務担当者

もう少し補足でございます。私の方も分析ができていないのですが、いろいろなところから聞いた話ですと、やはりおっしゃるとおり、裁判所の核である一般職員の大卒程度の採用人数はある程度的人数を採用させていただいてるのですが、先ほど説明があったとおり、総合職や家庭裁判所調査官、高卒の方の採用人数自体がもともと少ないんですね。そうするとおのずと倍率も高くなります。

実際、先ほども御紹介させていただいたとおり、合格者が少ないということにな

ると、やはり受験者の方が、この試験を受けても通らないのではないかと思います、採用人数が多い方の試験を受験するというのは少なからずあるようです。これが実は裁判所の試験の中でも、先ほど委員長から地域で、エリアで採るといった話があったのですが、例えば今年の受験案内ですと、広島高裁管内は採用予定人数が20人程度となっておりますが四国の方の高松高裁管内は10人程度となっております。そうすると、20人と10人だと、やはり20人の方が受かりやすいのではないかと受験生は考えるので、どこで受けるかというところが高松高裁管内ではなくて広島高裁管内で受けるというような話を少しは聞いたことがございます。

委員長

先ほどから、裁判所の方は確かに志の高い人ということでは分かるのですが、やはり就職するときに、そこまで志を持ってというのはなかなか求めにくいのではないのでしょうか。取りあえず先行して就職するというか。ですから、そのところをもう少し、テクニカルな部分を何か考える必要があるのではないかなという気がしますね。

裁判所の試験を受けている人は、他の国家公務員試験を受けていると思います。もちろん何人かの人は是非とも裁判所にということはあるでしょうけれど、普通はともかく就職して安定したいという思いがあるはずですから。そこは割り切って、入ってから育成していくということを考えざるを得ないのではないかなという気がするのですが、民間の方はいかがでしょう、そのあたり。

D委員

今おっしゃったように、最近は安定志向の学生が多いと思います。志を高く持って、こういうことを絶対やりたいと思って来る学生さんは本当に一部だと思いますので、本当にやりたい仕事ができる、こういうこともできるということを、いろいろなインターンシップや企業の説明会等の中でこちらの方から具現化していけるよ

う心掛けています。

半年から1年かけて学生さんをお呼びして、先輩社員との座談会等をする中で、何となくぼんやり自分がこんなことができるかなと、こんなことをやってみたいなのというのを想像できるようになって試験を受けに来てくださった学生さんをこちらは実際に採用するというところがあります。

委員長

ありがとうございます。突然振りまして。ほかの点でも結構ですので何か。

G委員

私は少年鑑別所の視察委員をしておりますけども、鑑別所の方でもやはり同じような問題を抱えておりまして、岡大に行って、まだ就職前の学生さんに、就職という意味ではなくて、鑑別所の技官等の仕事の内容をお話しするというのをやっているようです。恐らく就職時期になって動機づけを行っても遅いのかなと思います。

だから、大学に入った当初や、あるいは高校のときに、就職の話としてではなく、裁判所の職員はこういうことをしていますよということで、教育の一環としてどこかに入れていただいて、そこで裁判所にはこのような仕事があるということや、あるいは苦勞ややりがい等を話せば、新しい選択肢もできるのではないかと思いますけどね。どうでしょうか。

委員長

それは良い案ではないかという気がしますがけれど。要するにやりがいを見つけさせる努力が要るということですよね。H委員何か発言ありませんか。

H委員

私は今現在は大学院の所属なので、ターゲットにされてる学部のことは余り詳し

くないのですけれども、多分近いうちに裁判所で働く人々みたいな会をされますよね、岡大で。今もしリクルートのためにされているとしたら、ターゲットは3年生以下だと思いますので、早いうちから既に決行されているのかなという印象ですし、割と法学部の教員に聞いても、そういう機会があって申し出ていただけるのであれば、授業と関連付けてでも学生に聞かせたいということで、すごく積極的に受け入れているようです。ただ、法学部からだけ採用したいということではないのでしょうか。

今思い返してみると、私自身が学部で勤めていたときですとか、あるいは大学院での授業もそうですけれども、私は訴訟法を教えているのですが、例えば書記官の方は裁判に関与する人々のところで一回出てくるだけなのですね。そう考えてみると、法学部で学んだからといって書記官や、それ以外の裁判所職員の方の仕事が分かるわけではないですから、キャリア形成だけではなくて、各云々の中の一つとして裁判所というのはこういう仕組み、そこではこういう人たちが働いていてというのを学ぶ機会を、本当は一番近い学部として設けても良いことなのかなとは思っています。

あと、学部の教員ですと高校に出前講義等に行って、法学部に来ないかというような話をオブラートに包んでして帰ってくるわけですが、そのときには当然、法学部を出たらこんな仕事がありますよということもセットでお話しするわけです。そこで出てきているかなと、他の公務員という枠でしっかり登場しているのではないかなと思いますので、もっと若い人に若いうちから興味を持ってもらおうと思うのであれば、法学部のタイトが多いと仮定したときに、法学部の教育にもう少し入り込めるような方法をとられるのがもしかしたら一番よいかと思います。

他の学部の人というのが、どういうふうな経緯で入ってこられるのか私には想像がつかないのですが、実際おられるわけですよね。その辺、お話を聞かせていただけたらと思います。

委員長

ありがとうございました。いかがでしょうか。出身学部の話ですが。

事務担当者

実際、法学部以外の方も結構入っています。そのきっかけとしましては、大学が主催する公務員セミナー等が多いというイメージです。

委員長

特に何学部というのはよく分からないですか。

事務担当者

平成29年度の一般職試験合格者のうち、法学部以外の出身者の割合が約50パーセントとなっております。法学部50パーセントの半々というデータが出ております。

委員長

ありがとうございました。一つ、おもしろい意見が今出ていると思いますが、F委員何かコメントありませんか。

F委員

E委員のところは非常に志の高い人が入っているというお話でしたが、何かこつがあるのか教えていただけないでしょうか。

E委員

やはり志というか、本当にこの仕事が好きか嫌いかというところで最後は決めます。きつい仕事ですから、朝4時半、3時起きみたいな話も多いわけですから、本

当に厳しい4K, 3Kの中で仕事をしている中で、やはり志がなかったら長続きしないし、自己実現というか、そういうものもあってやりがいを持って継続できる仕事なので、本当に好きな学生に入社してもらおうというところですね。

F 委員

報道機関を目指される方というのは、報道の自由とか表現の自由とか、どういうことをしたいと思って入ってくるのですか。

E 委員

A委員の方がよく分かると思うのですが、正義感というか、自己実現というか、夢を実現していくというところにあると思いますけどね。理屈じゃない面もあるのですが。レポートや記者をしている人を見ると格好よいという感じはあるのですが、決してそんな格好よいだけで継続していけはしないと思います。

委員長

A委員どうですか。

A 委員

今、E委員のお話もあったのですが、時代の流れもあるのでしょうけれども、一昔前に比べると、なかなかマスメディアであることを志にして、若い人がそれを求めているだけでもいけなくなっている面は確かにあると思います。

そういう意味で個人的には少し志というのは控えています。何が何でも新聞記者がやりたいという人間だけでは人が集まらないので、先ほど他の方の話の中でもありましたが、志だけではなくて、例えば入ってから、そういうものをしっかり育てていくという感覚というのも大事なんだろうなと思いました。必ずしも新聞人とはこうあるべきとか、そういう人間ばかりではなくて、少なくとも仕事に何かこだわ

りを持つとか、そういうものを感じられれば、入社した後でそれをうまく育てていくことが大事だろうなと思っています。

それこそ今、志望者を見ても絶対に新聞社だけしか受けませんという人間は本当に少数派でして、銀行も受ければ他の会社も受けるみたいな若い人がむしろ多いわけなので、そこだけに絞っていても当然人も集まりませんし、育てるということも大事になってきたと思っています。

委員長

県の方は何か、御苦勞とかございませんでしょうか。

C委員

採用等のお話ですか。

委員長

はい。

C委員

県でしたら地元であり、最後は公務員というような意識の方もいるかなと思います。結構地元志向と言われますけど、県外から縁もゆかりもない岡山に採用されている方はかなりいらっしゃいます。どうして岡山県に来たのと尋ねると、インターネットで採用の募集を見ていたら岡山県が一番受かりやすそうだったという話も聞いたこともあります。余り今の若い方は地元志向というか、もちろん岡山が好きという方もいらっしゃると思いますが、そればかりではないかなというふうにも思います。

採用が少なくなっても、やはりたくさん人が集まるということは、それだけ優秀な人材も集まるということになります。昔は、筆記試験を受けて点数の良い方が1

回だけ面接を受けるいうものでしたが、最近では、筆記試験でかなりたくさんの方を合格させた後、面接試験を2遍、3遍として、人間を見ることを重視しているような傾向もあります。そういうところで、いかに優秀な人材を集めていくかという努力が必要かなというふうにも思います。

F 委員

県庁を目指す志とは。

C 委員

県民の皆様のために、より良い社会をつくることだと思います。私も40年近く県庁におりますが、大体2年か3年で人事異動で、税務をしていたかと思うと突然、次の日には福祉をする、福祉をしていたかと思うと突然、今は消費生活センターにいますし、本当に何をするか分からない。もちろん技術屋もいっぱいいますし、土木の方はずっと土木、農林の方は農林というふうに職種もたくさんあります。税務もいれば医者もいるというところで多種多様な職員がおりますが、事務に関しては、次の日に何をするか分からないという中でモチベーションを保ちながらやっていく、最後は県民のためのサービス精神を保っていくというところだと思います。

F 委員

地元企業の間で採用に苦労しているとか、そのような話を聞かれることはございませんか。

I 委員

やはり民間企業のメンバーが多いので、会社を選んでもらうというところで皆さん苦労していますね。募集をかけても応募がゼロであったり、ここ3年間採用がないといった話はよく聞きますし、入社しても、先ほどからお話があるように、やり

がいを持って仕事に勤めてもらうことは、なかなか難しく、2年、3年で辞めてしまう新入社員が多いという話はよく聞きます。逆に裁判所でも離職率というのはどれぐらいか出ているのですか。

委員長

今の点いかがですか。民間では二、三年で辞めるというのは結構増えているという話ですけど、裁判所で、そういう現象があるのかないのか。

事務担当者

実際に具体的な数字を毎年とっているわけではないのですが、数字をとるまでの必要がない、実際はあまり辞めないというのが印象です。私の同期で何十人か入りましたが、二、三年で辞めた者は私の記憶ではいませんし、今もみんな一緒に仕事をしているメンバーが多いですから、やはりあまり辞めないかなというような印象です。

B委員

それも学生さんたちに説明するのですか。

事務担当者

そうですね。そこは先ほど少し広報のビデオで出ていましたが、パンフレットにも書いているワークライフバランス、仕事もすごいやりがいがあるけれども、要は働きやすいとか生活も充実してないといけませんから、そちらの方も職員が余りストレスなく、仕事も生活もきちんとしていけるといったところは、裁判所が一番押しているところですよ。先ほど別の担当も話しましたが、休暇の取得率も他の官庁に比べると高めといったところを見ていただいても、こう言えるのかなと思います。

委員長

今の点は公務員にかなり共通するのではないかという気がしますけど、県のほうは二、三年で辞めるといのは、そんなにないのではないですか。

C委員

余り聞かないですね。民間から中途採用で来られる方が多いですね。

委員長

やっぱり、それは、民間は待遇が良かったにしても仕事がきついということもあるし、そう簡単に有給も取れないでしょうし、総合的に考えると、そこら辺が関係しているのかなという気がしますね。それと、裁判所の仕事は、やればやりがいがある、そういうことは感じられるということなので、そこはもっともっと何らかの方法でPRする必要があるのではないかという気がしますね。

先ほどジャーナリズムのお話が少し出ていましたけれど、昔はやはりジャーナリズムにこだわっている人は結構多かったですね。私の友人もかなり早い時期から、朝日新聞に入りましたけど。やはり新聞記者をずっと目指していたと言っていました。だから今の職業の中では志を持つ珍しい職業の一つではないかなという気がしますけれど、いかがでしょうか。

E委員

志というか、私も中学ぐらいにメディアに就職したいという思いを持ちました。私は頭が余り良くないものですから、次第に希望が低くなりました。それまでは、NHKに入りたい、朝日新聞に入りたいと思い、実際に私も大手を受けましたが、ことごとく落ちました。最後はどうしたかという、自分でメディアをつくったほうがよいということで、ケーブルテレビを仲間と一緒に立ち上げました。そうでも

しなければ、私みたいな能力では報道ができないものですから。そういうふうにして本当に志というものを持ち続けたのですが、ただ最後に何かといったときに、今は皆さん、地方公務員や県の職員、市の職員、商工会議所の職員もそうなのですが、何かというと、やはり郷土愛なんですね。

最後は自分の生まれ育ったところで、ふるさとのために尽くしたいというところが、商工会議所の職員を採用したのも、どこを受けているかと聞くと市役所を受けていますというような、やっぱりその辺に共通する生まれ育ったふるさとを愛する郷土愛というもの、地域愛というものが根底にふつふつと湧き上がってくるというか起こってくるような感じはします。最後はそこにあるのかなと。

先ほど、A委員がおっしゃった入社してからどう育てるかというところ、そういう気付きとか、職場についてからも気付きとか学びを、やはりスキルを上げていくというのも企業の役割じゃないかなとは思っています。ただ、基本的には郷土愛というところかなと思いますね。

委員長

その点では、少し裁判所は具合が悪いですね、郷土愛というのは。でも正義のためということはあるからね、かわりにね。

J委員何か御発言がありましたら。

J委員

この資料、広報の基本コンセプトの重点グループで、やはり公務員志望といわれる方のところが重点グループになっているのですが、これから応募者を増やそうと思うのであれば、民間企業だが公務員もというところを開拓して、そういう人にいかにこっちを向いてもらうかということが大切なのかなという気がします。公務員志望の中だけでやっているとパイは限られているので、そこで県や他の地方公務員さんと争っても、先ほど言われたように転勤がないというところで不利なところ

がありますので。やはり民間企業を目指している人の中で、今では民間企業もエリア総合職とか、いろんなところがありますので、そういうところの人たちに少し目を向けてもらって、そういうところをいかに開拓していくかというところが重要なのではないかなというふうに思います。

委員長

ありがとうございました。K委員，何か。

K委員

仕事の上での労働環境のことをお聞きしてみると、私、民事の方には傾向していませんけど、刑事裁判ですと犯罪者数というのは平成15年ぐらいから、ぐっと下がってきている。あの頃、刑務所がどこも満員で新しいのをつくりたくないといけなくなったら刑務所を誘致するところがたくさん出てきた。それから、ずっと刑事事件の数が少なくなってきた。そのような中においても事務的にはどういう環境で、まだずっと人を増やしていかなければいけないのか、それとも、ある程度、今だったらやっていけるのか。労働環境というのは受ける人によっては非常に大きな興味のある問題であると思うので、その辺については、どういうふうにお考えかなと思いまして。

委員長

今のは要するに、こういう危機感を持った背景といいますか、それに関わる話ではないかなと思うのですけれど、先ほどからの話を伺っているとおり、3年で辞めるわけではないので労働環境はそんなに厳しいわけではないと思うのですけれど。刑事が大変だったのがそうではなくなったのだけれどという話ですね。

K委員

いや、いや。まだこれから増やしてもいきたいとか、そういうことです。

委員長

別に増やすわけではないですよ。

K委員

前より環境的にはよくなっている感じはあるのではないですかね。

委員長

どうですか。

F委員

公務員全体の定員を毎年何パーセントか減らさなくてはいけないというシーリングがかかっておりまして、その中で効率的な人員の配置をしないといけないということで非常に苦慮しているところです。そのときそのときの時代の流れがありまして、今、民事、刑事の事件が落ち着いてはいますけれども、バブル崩壊の頃はかなり破産が忙しかったり、執行の部分で忙しかったりという時期がありました。今はどういう状況かという、家裁の後見の事件がうなぎのぼりで、このままだと家裁がもつかと、人員がもつかどうかというぐらいの状況です。ただでさえ事件がうなぎのぼりであるにもかかわらず、後見利用促進法というのが国会で通って、これからは財産管理だけではなくて人的な面倒もやっていかななくてはいけない。もっと後見を利用しやすくしなくてはいけないということをうたっています。今は全体的に家裁シフト、限られたパイの中で家裁シフトが起きているというような状況です。

委員長

ということでございます。よろしゅうございますか。まだ時間がかなりあるので

すが。

B委員

この裁判所の採用の問題，言ってしまうと岡山地裁だけが頑張っているかもしれない話なのですが，他の地裁はこの御説明いただいたものと同レベルの採用活動はどこもしているという理解で良いですか。横の連携，情報交換などはどうなっているのか教えてください。

事務担当者

岡山地裁だけではなく，当然，岡山家裁もしておりますし，あと中国管内，全国の裁判所も同様にインターンシップであるとか採用広報活動というのはしております。インターンシップというのは最近から始まった試みでありますので，そういったところで横のつながり，あとは高等裁判所とのつながり，連携を持ちながら実施をしているところでございます。

委員長

よろしいでしょうか。裁判所の方からは御発言が出にくいかもしれませんが，L委員何かありましたら。

L委員

私は裁判部におりますので，採用というのは直接はタッチしておりませんから，よく分からないところですので感想程度のお話になります。

裁判所におりまして職員の人とお話をしていると，裁判所の職員の採用試験を受けた際に，そこだけ受けたのではなくて幾つか公務員関係を受けていると。幾つか通ったけれども最終的に裁判所を選択したという方が何人かおられました。

では，なぜ裁判所かというところ，そこは残念ながら決定的なものがあるわけでもな

いように私は受け止めています。そこで今度は我々の課題ですけれども、子供が小さいときは、お巡りさんやお医者さんがどんな仕事をしているのかイメージが付きやすいのですけれども、弁護士さん、検察官、裁判官がどんな仕事をしているかと言われると非常に説明が難しい。ある程度、年齢を重ねて社会のことも分かってくると、どういう仕事をしているのかというのも大体イメージがついてくるのかなと思っています。

そのときにテレビドラマを見ると、弁護士の方はこんな活躍をしていると、検察官はこんな活躍をしていると、裁判官もたまにテレビのニュースで出てくると。そういうことでイメージしやすいと思うのですけれども。それでは一緒に仕事をしている裁判所の書記官の方、事務官の方、これまた大切な仕事、役割をしてもらっていると思っているのですけれども、そのPRはやっぱり十分できていなくて、学生の皆さん等にはなかなか伝わらない部分があるのかなというふうに思っています。これは我々のこれからの課題で、もっとしっかり伝えていかないといけないというふうに思っているところです。

委員長

ありがとうございました。M委員は何かありませんか。

M委員

先ほど、どなたかがおっしゃっておられましたけれども、今おっしゃられたことも通じますが、裁判所の職員の方々がされている仕事の魅力の部分をよく伝える、それは就職をしようと思っている人に伝えることも有益でしょうけど、より長期的には青少年に伝えて、行く行くは僕も私も裁判所に入ってみようかなと思う、裁判所シンパの子供たちが増えることが非常に望ましいと思います。それは10年先ぐらいのことになりますけど。

その手段として、ドラマや漫画といったもので調査官あるいは書記官あるいは裁

判所事務官の人が主人公のものができたり、あるいは裁判官の主人公のものでも、その中にすごく魅力的な人物が登場したりということがあったりすることで多くの国民に魅力を伝えてくれることができれば、より有為な人材が集まりやすくなるのではないかと思います。

委員長

ありがとうございました。いかがでしょう。もう少し意見を振るって御発言、どうぞ。

F 委員

そのドラマ化のことですけれども、どうしても一般のシナリオライターが裁判所の関係でシナリオを書くとな法令違反の行為を行うようなシナリオができていくんですね。裁判に基づかずに、たまたま見かけたもので事実認定をしたり、それを正していくと、またそれが正し過ぎて面白くなくなるというのがあります。

私、裁判員制度が始まる前に裁判員広報として広報映画をつくるということがありました。広報映画をつくるときに、これまでのほかの庁がつくった裁判員裁判の広報映画は裁判の実態を反映してないと。裁判の実態をきちっと映して、合議をきちっと表現したような映画をつくれというふうな話なのですね。それで魅せるような映画をつくるというのが非常に難しかった。シナリオ、あらすじをまず我々の方で考えて、それを競争入札にかける。それを見たシナリオライターがいろいろなシナリオを書いてきて、役者をその中で選ぶという形ですけど、やっぱり裁判を忠実に反映させたようなドラマを面白くつくるというのは本当に難しいという感じでした。

それから、もう一つは、60年近く前の話になりますけれども、私が最初に裁判に触れたのは、たまたま僕の小学校の同級生のお父さんが最高裁判所の職員の人で、

あるとき突然、その友達から、今度うちのお父さんが最高裁判所に見学に連れて行ってくれるみたいだから君も行くかと言われて、今の最高裁よりも前の赤レンガの最高裁の大法廷に連れて行ってきて、それが強烈な印象に残っています。それから直ちに裁判所を目指したというわけではないのですけれども、やっぱりそのときの大法廷の映像が今でもはっきり。

そういう意味でいえば、小さい頃からの刷り込みはすごい大事だなというふうに思います。ですから、岡山地裁としても小学生向けの模擬裁判広報や法廷見学会をかなり力を入れてやっているところであります。

委員長

ありがとうございました。

J 委員

現状の採用活動のことについて民間企業の状況を説明しますと、いかに学生さんと接点を持てるかということが非常に苦労しています。実際には3月1日解禁と言われてはいますが、3月1日解禁のときに大学内で学内セミナーがあります。そういうところに民間企業は出ていきますけれども、去年ぐらいから激減、学生さんがいません。

3月1日には合同企業説明会もスタートします。最初の1日、2日、3日ぐらいに岡山でもいろいろやっているところには学生さんが来ますけれども、それ以後になると、また半減するというところなんです。企業は3月1日に解禁になって頑張っ接触しようと思うけれども、合同企業説明会に行っても学生さんはいないし、大学内に行ってもいない。単独企業説明会に呼んでくるしかないなという状態で、大学さんも3月に学内セミナーをしても学生が来ないので、2月ぐらいに業界セミナーという形でやるので来てくださいと言われてはいます。それだと個人情報はもらえないということになるのですけれども、それでも開催してもらえらるのであれば行く

ようにはしています。各企業さんも言われているのは、どこに行っても学生と接触できないという声をよく聞きます。ということで何をしているかというインターンシップに力を入れています。

2月にインターンシップでがっつり集めていたのが、それがもっともっと早くなってきていて、さらに今はワンデーに変わってきています。昔は8月に真面目に2週間、インターンシップを受け入れていたのですが、私どもも2週間やっているときもありましたけど、今は1週間でも結構やっているのですが、それでも学生さんが望むのは、会社説明会と同じようなレベルで1日でやって、それで何社もいろいろなところに行きたいという、要は会社説明会に何社も行きたいというような感覚で来られるので、こちらもワンデーで学生さんと接触をしていこうとしています。

それが夏休みから秋、冬、それから2月ぐらいまでの間にずっと各企業はインターンシップをやって、何をしているかという、要は学生さんと早く接触をしたい、実際に3月以降に接触しようと思っても接触できない、どこに行っても学生さんの顔を見ないということで、そういう状況になっているということです。そうだとすると、裁判所でしたら、学生さんが接触できる機会もあり、公務員志望であれば枠は固まっているでしょうから、そこを追っていかに学生さんと接触しようと思うか。あとはインターンシップをもう少し力を入れるとか、回数を増やして多くの学生さんに短い期間でも良いから多く来てもらったら、よりイメージが湧きやすくなりますし、その中で年齢の近い先輩職員と接触すると、その先輩職員からやりがい等が伝わるかなと思います。

私どもの会社もそういうやり方をしていまして、少し歳の近い先輩と1日、営業等をしてもらい、やりがいを感じましたということで選考に応募してくれるということもありました。ということで、できるだけ接触を多くされるのがよいのではないかなというふうに思いました。

委員長

貴重な御意見ありがとうございました。裁判所の広報活動というのは地裁が兼ねてやっておられるのですか。

F 委員

地裁単位でもやっていますし、最高裁でもやっています。

委員長

いろいろやろうと思えばできる提案が結構出てきたような気がしますけれど、もう少し時間がありますが、いかがでしょうか。

G 委員

今ちょっとお話がありましたが、私も、例えば、コピー機や複合機、ファックス等いろいろセールスに来るのですけれども、そのメーカーを信頼しているのもあるのですが、やはり営業マンの方、その人を信じてそのメーカーの機種を選ぶということはあります。だから、インターンシップ等で裁判所の書記官の方に案内してもらおうと、その方の人柄や、その方を通じた裁判所の雰囲気というのがかなり伝わるのではないかなと。実際に、その方を通じて裁判所の職場にやりがいを感じる、そういうものも大きいのではないかなという気がしますので、先ほどの御発言に賛成いたします。

委員長

ありがとうございました。私も昔、学生の就職の相談を受けたときは、職場に行くと、ちかちかとしたら行きなさいって言っていたのですけれど、理屈はないような気がしますね。そういう意味でいうと、やはり機械的に対応するのではなくて、対応するなら、きちんとキャストをそろえてという話だと思います。参考にさせていただければと思います。

(別紙第3)

《 次回のテーマに関する意見交換 》

委員長

それでは次回のテーマについて御相談したいと思います。今回は職員の採用広報についてということでお話を頂きました。かなりたっぷり時間がありましたので、この件は、もし裁判所のほうでまた改善策が出たら何回か先にお話いただければと思います。次回はどういたしましょうか。

F 委員

裁判所としましては、いろんなことから裁判所、岡山地裁のサイトが見づらいという御意見をちょうだいするものですから、この際、真正面から地裁委員会でウェブサイトの見やすさを取り上げて、ずばりと御意見を頂きたいなど。私は自分で見る限り、そんなに見づらいウェブサイトではないのではないかなと思うのですが、見づらいという人が多いものですから、是非、皆さんの御意見を伺いたいと思います。よろしくお願いします。

委員長

いかがでしょうか。他に何か御提案がありますか。ウェブサイトはなかなか、いろんな趣味の方がいらっしゃるのです。よろしゅうございますか。それでは次回は裁判所のウェブサイトの利用についてということで、開かれた裁判所にするというので大変大きな議論だと思しますので、このテーマを取り上げさせていただきたいと思います。